

1 学校いじめ防止基本方針

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることを鑑み、生徒達が意欲を持って充実した学校生活を送られるようにいじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」(いじめ防止全体計画)を定める。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの内容

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他、当該生徒が苦痛と感ずる行動等。

(3) いじめの要因

- ① いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- ② いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ④ いじめの衝動を発生させる原因としては、ア「心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする)」、イ「集団内の異質な者への嫌悪感情(凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある)」、ウ「ねたみや嫉妬感情」、エ「遊び感覚やふざけ意識」、オ「金銭などを得たいという意識」、カ「被害者となることへの回避感情」などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ⑤ いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支えあうことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって容易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること。

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、集団で判断し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易に消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 いじめの未然防止、早期発見・解決のための指導体制

(1) いじめ防止対策委員会の構成メンバー

校長・教頭・生徒指導部長・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー

(2) いじめ防止対策委員会の役割

- | | |
|----------------------|----------------------|
| ① 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し | ② 年間指導計画の作成 |
| ③ 校内研修の企画・立案 | ④ いじめと疑われる事案の事実確認・判断 |
| ⑤ 調査結果、報告等の情報の整理・分析 | ⑥ 要配慮生徒への支援方針 |

(3) 日常の指導体制

いじめの未然防止、早期発見するための日常の指導体制は次のとおりとする。

別紙1 ※ 日常の指導体制（いじめの未然防止・早期発見・解決）

① 教育相談の目的

・生徒の集団適応状態を把握することにより生徒理解を深め、問題行動やいじめ、孤立等の未然防止に役立てる。

・個々の生徒が抱える心の悩みや不安を早期に発見し、解決できる機会を生み出す。また、この教育相談活動を通して、生徒と教員のつながりを深め、組織として生徒及び学級経営を支援する。

② 教育相談の方法

ア ハイパーQ Uの実施（2、3年生は4月、1年生は7月）

イ 教育相談の実施（5月、8月、1月）

ウ 生徒指導部と担任とのシェアリング（情報共有）

エ 自己理解を喚起する活動の実施

(4) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめ解決に向けた指導体制は次のとおりとする。

別紙2 ※ 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

4 学校としてのいじめに対する方針

(1) いじめられている生徒への対応

生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安な気持ちを取り除き、安心して学校生活を送れるよう支援を行う。

- (2) いじめている生徒への対応
いじめた要因や内面を理解するとともに、いじめは決して許されることではないという毅然とした態度で、他人の痛みを知ることができるよう根気強く指導を行う。
- (3) 周囲で傍観している集団への対応
いじめを知らず知らずのうちに、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかった集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成する。
- (4) 継続した指導
いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。

5 関係機関との連携

- (1) 教育委員会
・関係生徒への支援、指導、保護者への対応方法・関係機関との調整
- (2) 警察
・心身や財産に重大な被害が疑われる場合・犯罪等の違法行為が疑われる場合
- (3) 福祉機関
・家庭の養育に関する指導、助言・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- (4) 医療機関
・精神保健に関する相談・精神状態についての治療、指導、助言

6 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめとは
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信したり、特定の生徒になりすまし、社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。
- (2) ネットいじめの予防
 - ① 保護者への啓発
・フィルタリング ・保護者の見守り
 - ② 情報教育の充実
・授業及び特別活動における情報モラル教育の充実
 - ③ ネット社会についての講演会・講話の実施
・警察等による講話 ・保護者向けの企画・立案
- (3) ネットいじめへの対処
 - ① ネットいじめの把握
・被害者からの訴え ・閲覧者からの情報 ・複数教員によるネットパトロール
 - ② 不当な書き込みへの対処
・状況確認 ・状況の把握、記録 ・いじめへの対応
・管理職への連絡、削除依頼 ・警察への連絡

7 いじめの重大事態への対応

- (1) いじめの重大事態の定義
 - ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあること
・児童生徒が自殺を企画した場合 ・精神性の疾患を発症した場合
・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な損害を被った場合
 - ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていること
・年間の欠席が目安として30日以上の場合 ・連続した欠席の場合の状況判断
- (2) 重大事態時の報告・調査協力
・渡島教育局、北海道教育委員会に報告 ・道教委設置の緊急調査組織への協力
・管内支援チーム、関係機関への支援要請 ・福島町教育委員会への報告と連携

8 教職員の校内研修の実施について

いじめ問題は、通信技術の進展等、急速な社会変化の中で、SNS内でのいじめの増加等、ますます複雑化、潜在化しており、生徒指導上大きな問題となっている。いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」を活用し、「未然防止」「早期発見」「組織的対応」「重大事態への対応」について研修を行う。

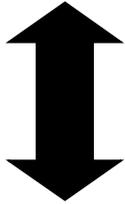
9 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載し、周知する。PDCAサイクルを意識し、いじめ防止対策委員会が中心となり、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを進める。学校の取組状況について、生徒からの意見、自己評価、保護者による評価、外部評価等の結果を活用して取組の検証を行い、改訂していく。

日常の指導体制（いじめの未然防止・早期発見・解決）

管理職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場
- ・保護者、地域との連携

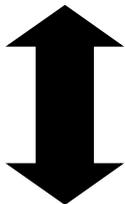
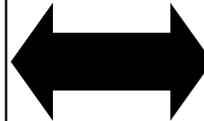


いじめ防止対策委員会

- (校長・教頭・生徒指導部長・学年主任・養護教諭・S C)
- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
 - ・年間指導計画の作成
 - ・校内研修の企画・立案
 - ・いじめと疑われる案件の事実確認・判断
 - ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
 - ・要配慮生徒への支援方針

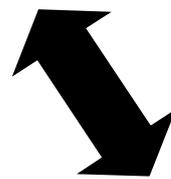
**北海道教育委員会
(渡島教育局)**

- ・結果報告
- ・指導・助言



未然防止

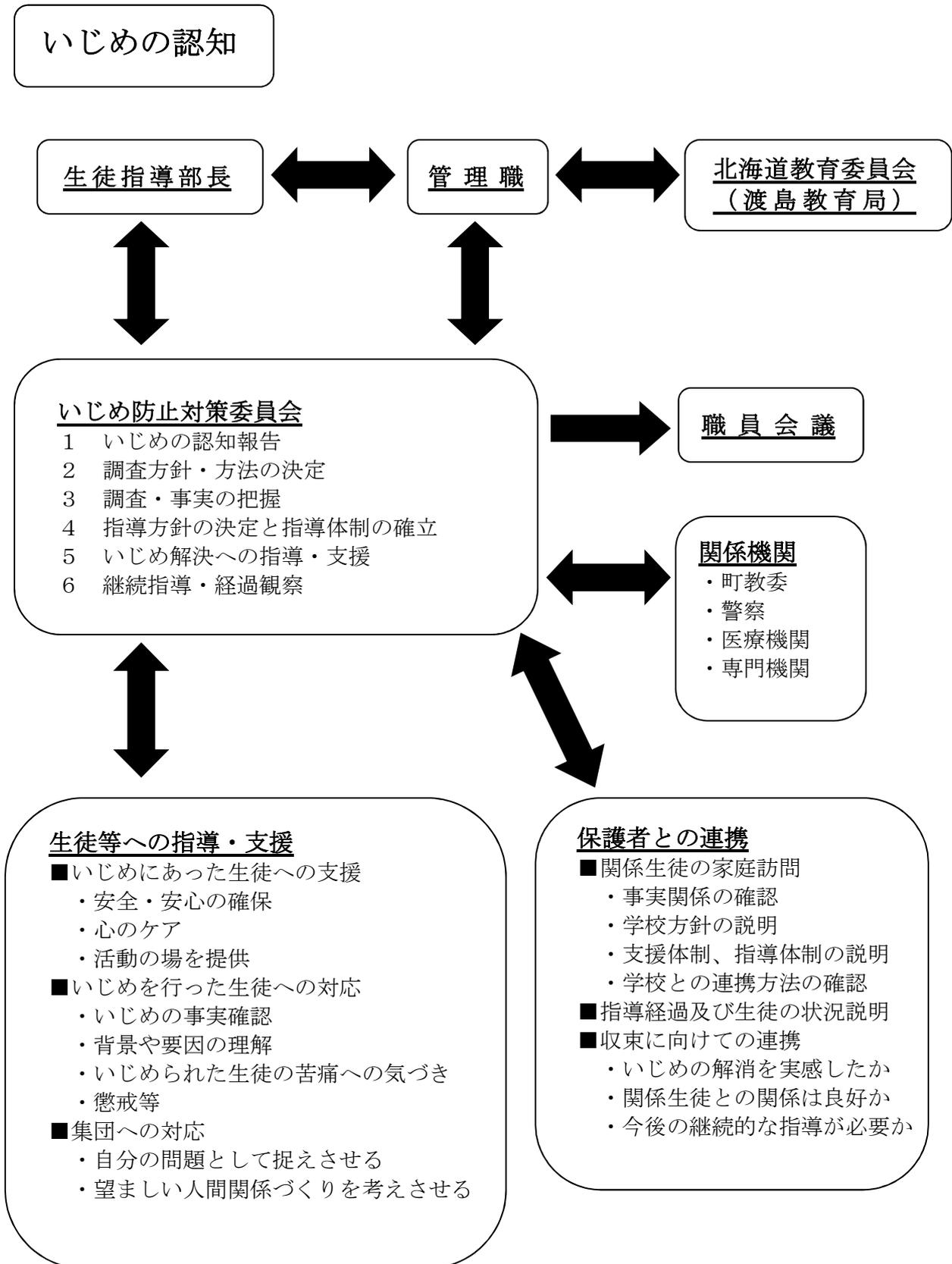
- 学習活動の充実
 - ・わかる授業づくり
 - ・意欲的に取り組む授業づくり
- 特別活動・道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・地域行事への積極的な参加
- 教育相談の充実
 - ・年3回の教育相談週間の充実
 - ・職員間の情報共有
- ネットいじめへの対応
 - ・定期的なネットパトロールの実施
 - ・校内研修によるスキルアップ
 - ・モラル教育の充実
- 保護者・地域との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針の周知
 - ・開かれた学校づくり



早期発見

- 情報の収集
 - ・小さなサインを教員間で共有
 - ・教員の観察による気づき
 - ・養護教諭からの情報
 - ・相談・訴え（生徒、保護者、地域からの情報）
 - ・アンケートの実施
- 相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置、周知
- 情報の共有
 - ・朝の打合せでの情報共有
 - ・職員会議での情報共有
 - ・報告、連絡、相談の徹底
 - ・要配慮生徒の実態把握

※緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙3

早期発見のためのチェックリスト

1 いじめられている生徒のサイン

【登校時・朝のSHR】

- 遅刻・欠席が増える。
- 保護者からの連絡がなく、理由を明確に言わない。
- 教員と視線を合わせず、うつむいている。
- 体調不良を訴える。
- 提出物を忘れて、提出期限に遅れたりする。
- 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。

【教室内】(授業中・学級活動など)

- 保健室・トイレに頻繁に行くようになる。
- 授業道具等の忘れ物や貸し借りが目立つ。
- 机周りが整理・整頓されておらず散乱している。
- 決められた座席と異なる席に座っている。
- 教科書・ノートが揃っていなかったり汚れがあったりする。
- クラスの中から、個人名が出される。
- 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- 壁や机等に落書きがある。

【休み時間等】

- 弁当箱にいたずらされる。
- 昼食を教室の自分の席で食べない。
- 用もない場所にいることが多い。
- ふざけあっているが表情がさえない。
- 一人で清掃等をしている。
- 衣服等が汚れている。

【放課後】

- 帰りのSHR終了後に、慌てて下校する。
- 用もないのに学校に遅くまで残っている。
- 持ち物の盗難にあたり、持ち物にいたずらされたりする。(教材や靴など)
- 一人で部活動の準備や片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

- 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- 教員が近づくと、不自然に分散したりする。
- 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。
- 言葉遣いが荒くなる。
- 言うことを聞かない。
- 人のことをばかにする。
- 買ったおぼえのないものを持っている。
- 与えたお金以上のものを持っている。

3 家庭でのサイン

- 学校や友人のことを話さなくなる。
- 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
- 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
- 不審な電話やメールがある。
- 遊ぶ友達が急に変わる。
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
- 登校時刻になると体調不良を訴える。
- 食欲不振・不眠を訴える。
- 学習時間が減る。
- 成績が下がる。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- 自転車がよくパンクする。
- 家庭の品物、金銭がなくなる。
- 大きな額の金銭を欲しがる。